様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

千代田町長　様

住所

申込者　氏名　 　　 　　　　　　㊞

電話番号

千代田町空家等バンク登録（更新）申込書

千代田町空家等バンク実施要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解し、下記の事項を同意の上、要綱第５条第１項の規定により千代田町空家等バンク物件登録台帳への登録（更新）を申し込みます。

記

【同意事項】

１　空家等の売買等の交渉の媒介を、要綱に基づき町が協定を締結した一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会の会員のうち、町に登録された宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」という。）に依頼すること。

２　町が、申込者及び空家等の情報を、前項の協会及び宅地建物取引業者に提供すること。

３　別紙、千代田町空家等バンク物件登録カードに記載された事項のうち、個人情報を除く事項を、インターネット等により公表すること。

４　町又は宅地建物取引業者が現地を調査すること。

５　宅地建物取引業者を介して行う交渉及び契約並びに契約成立後の問題等に関して、町が一切関与しないこと。

６　交渉及び契約には、誠意を持って望み、疑義、紛争等については、当事者間で解決に当たること。

備考１　町では、情報の提供や必要に応じて連絡調整等を行いますが、売買等に関する交渉、契約等に関しては、宅地建物取引業者が行います。なお、宅地建物取引業者の媒介には、物件の調査費用等が発生する場合や成約の際には宅地建物取引業法等で規定された報酬が発生します。

　　２　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び千代田町個人情報保護法施行条例（令和４年千代田町条例第２５号）の規定の趣旨に基づき、申請に係る個人情報は、この事業の目的以外に利用しません。